

IFRIC Update 2024 年 3 月

IFRIC Update は IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。過去の Update は [IFRIC Update アーカイブ](#) で見つけられる。

委員会は [2024 年 3 月 5 日](#) に会議を行い、下記について議論した。

[関連情報](#)

[作業計画](#)

[一貫した適用の支援](#)

[IASB の検討を求めるアジェンダ決定](#)

- 気候関連コミットメント（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー2
- 引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第 3 号「企業結合」） — アジェンダ・ペーパー3

[その他の事項](#)

- IFRS 第 9 号「金融商品」の適用後レビュー — 減損 — アジェンダ・ペーパー4
- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー5

[IASB の検討を求めるアジェンダ決定](#)

[気候関連コミットメント（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー2](#)

委員会は、2023 年 11 月の IFRIC Update において公表した [暫定的なアジェンダ決定](#) に対するフィードバックを検討した。企業が行う、将来の温室効果ガス排出を削減又は相殺するというコミットメントに IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」がどのように適用されるのかに関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の [「デュー・プロセス・ハンドブック」](#) の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を 2024 年 4 月の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2024 年 4 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

[引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第 3 号「企業結合」） — アジェンダ・ペーパー3](#)

委員会は、2023年9月のIFRIC Updateにおいて公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックを検討した。企業が取得した事業の売手に対する支払が取得後の引継期間中の売手の継続雇用を条件としている場合に、企業が当該支払をどのように会計処理するのかに関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS財団の[「デュー・プロセス・ハンドブック」](#)の8.7項に従って、IASBはこのアジェンダ決定を2024年4月の会議で検討する。IASBが当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2024年4月にこのIFRIC Updateへの補遺において公表されることになる。

その他の事項

IFRS第9号「金融商品」の適用後レビュー — 減損 — アジェンダ・ペーパー4

委員会メンバーは、IFRS第9号「金融商品」における減損の要求事項についてのIASBの適用後レビューについて議論した。特に、委員会メンバーは、下記についての予想信用損失の決定に関連する適用上の問題に関してのインプットを提供した。

- a. グループ内の金融商品
- b. ローン・コミットメント
- c. 金融保証契約
- d. 購入又は組成した信用減損金融資産

IASBは、これらの事項に関しての委員会メンバー及び他の利害関係者からのインプットを検討する。

仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー5

委員会は、2024年3月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。